

2節 環境保全活動の推進

1. 第2次木更津市環境基本計画

本市は、平成15年3月に「木更津市環境基本計画」（旧計画）を策定し、望ましい環境像である「未来につなぐ 環境にやさしいまち きさらづ」の実現を目指して、各種の施策に取り組んできました。

しかしながら、計画策定から10年以上が経過し、この間、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故で排出された放射性物質への対応や再生可能エネルギーの導入促進、微小粒子状物質（PM2.5）問題など、本市を取り巻く状況は大きく変化してきています。

そこで、こうした新たな環境問題への対応、法令改正や個別計画の策定などの状況を踏まえ、旧計画を見直し、平成28年3月に第2次木更津市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

(1) 計画の期間

平成28年度から令和7年度までの10年間

(2) 対象とする環境の範囲

この計画で取り扱う環境を生活環境、自然環境、地球環境、環境保全活動の4分野としました。

(3) 望ましい環境像

良好な環境の形成・創出を目指して、「未来につなぐ 環境にやさしいまち きさらづ」を将来における望ましい環境像としました。

(4) 施策の体系

望ましい環境像の実現のため、3つの基本目標、12の基本施策を掲げ、それぞれの基本施策に市の取り組み、現状の課題を設定しました。その体系図を図3-8-1に示します。

(5) 施策と環境配慮方針

本計画では、市が取り組む環境に関する施策及び市民・事業者に取り組んでいただく環境配慮方針について、基本施策ごとに設定しています。

(6) 計画の進行管理

平成28年度に策定した第2次木更津市環境行動計画の進行状況を点検・評価及びホームページで公表いたします。

また、今後の社会情勢の変化や新たな環境問題に対応するため、国や県の施策等の動向を踏まえ、概ね5年ごとに基本計画の見直しを図っていくこととしています。



図3-8-1 施策の体系

2. 地球温暖化対策実行計画等

平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体は京都議定書目標達成計画に即して、その事務や事業について温室効果ガス排出量の削減計画(平成21年6月から地方公共団体実行計画(事務事業編))の策定が義務付けられました。

平成27年に開催された地球温暖化対策推進本部では、「日本の約束草案」が決定され、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26%減の水準とすることが示されました。

さらに、パリ協定の採択を受け、平成28年度に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画は、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的な推進を図るため、温対法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画です。

令和3年には5年ぶりの地球温暖化対策実行計画が改訂され、これまでの26%減の目標を引き上げ、46%削減を目指すことを位置づけるほか、2050年までのカーボンニュートラルの実現が明記されました。

本市では平成13年3月に「第1次木更津市地球温暖化対策実行計画」、平成20年3月に「第2次木更津市地球温暖化対策実行計画」、平成30年2月に「第3次地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

平成31年4月、市長が、千葉県で初めて「世界首長誓約/日本」*に署名し、持続可能なエネルギーの推進や温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指すことを誓約しました。

これに伴い令和2年3月には、市民、市内事業者、市が一体となって、地球温暖化対策に地域から貢献するため、再生可能エネルギーの地産地消などの木更津市独自の取組、市民や市内事業者、市の各主体が共に取り組む重点施策を盛り込んだ「木更津市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕(きさらづストップ温暖化プラン)」を策定しました。

また、令和3年2月10日には、国際的な課題である「気候危機」に対して地域で責任をもって対策を講じ、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すきさらづ「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

令和3年の国の地球温暖化対策実行計画の改訂を受け、本市においても令和5年3月に、区域施策編及び事務事業編の2編を包含した木更津市地球温暖化対策実行計画の改定を行いました。今後、本計画に基づき、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指し、具体的な取組を進めてまいります。

「木更津市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」における温室効果ガスの総排出量に関する目標

目標 2030年度までに温室効果ガス総排出量を基準年度（2013年度）比で58%以上削減（3,813t-CO₂以下）

達成状況 10,300t-CO₂（令和4年度暫定値）対目標値 270.1%

表3-9-1 「木更津市地球温暖化対策実行計画」項目ごとの目標

項目	目標値
電気使用量	2,000t-CO ₂ 以下（基準年度より69%削減）
燃料使用量	1,400t-CO ₂ 以下（基準年度より19%削減）
自動車燃料使用量	400t-CO ₂ 以下（基準年度より18%削減）
水道使用量	150,000m ³ 以下（基準年度より37%削減）
用紙使用量	15,000,000枚以下（基準年度より12%削減）
エコ通勤の実施	実施率50%

「木更津市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」における温室効果ガス排出量の削減目標

【短期目標】

2030年度における温室効果ガス総排出量を2013年度比で60%以上削減

【中期目標】

2040年度における温室効果ガス総排出量を2013年度比で80%以上削減

【長期目標】

2050年度における温室効果ガス総排出量を吸収源による実質ゼロ

本計画では、基本方針、基本施策を次のように体系づけ、市民・事業者・市の協働により計画を推進していきます。

資源を大切に
する
地球環境に
やさしい
まちづくり

基本方針1 「ゼロカーボンアクション」の実践  

- ①エコドライブの普及促進
- ②省エネ行動実践の推進
- ③エネルギーの節約・転換の推進

基本方針2 脱炭素なまちづくり    

- ①コンパクト+ネットワークの拠点づくり
- ②公共交通の利用促進
- ③地産地消の推進
- ④実現に向けた仕組みづくり

基本方針3 分散型エネルギー社会の形成  

- ①省エネルギー設備の普及促進
- ②再生可能エネルギーの普及促進

基本方針4 ごみの減量・資源化の推進   

- ①循環型経済(サーキュラーエコノミー)のまちづくり

基本方針5 温室効果ガス吸収源の確保     

- ①森林の整備・維持管理の推進
- ②農地の整備・循環型農業の推進
- ③市街地の緑化・緑地の保全の推進
- ④干潟・藻場の保全の推進

市では、国等と連携して進める各種省エネルギー対策等の他に、温室効果ガス排出量の削減のために、下記の本更津市独自施策を推進していきます。

独自施策 1	市民・民間事業者による P P A 等第三者所有モデルを活用した再生可能エネルギーの導入
独自施策 2	太陽光発電の地域消費
独自施策 3	廃棄物処理における取り組み
独自施策 4	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入

3. 省エネルギー

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）により、平成 22 年 10 月 1 日には市役所が特定事業者として、省エネルギーのための計画策定やエネルギー使用量の国への報告が義務付けられました。

その後、平成 26 年 4 月 1 日に省エネ法の名称が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と改正され、改正内容に電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させる「電気の需要の平準化」という概念が追加されました。この概念により、国への報告に電気使用量が年間で多くなる季節・時間帯でのエネルギー使用量の報告を行うこととされました。

令和 4 年度までのエネルギーの使用量（原油換算量）及び原単位（原油換算量/延べ床面積）を表 3-9-2 に示します。

表 3-9-2 省エネ法に基づくエネルギー使用量及び原単位

	エネルギー使用量（原油換算 k l）	原単位	対前年度比（%）
平成 21 年度	4, 6 2 2	4 5. 7 8	—
平成 22 年度	4, 6 9 3	4 6. 4 6	1 0 1. 5
平成 23 年度	4, 7 1 4	4 6. 6 8	1 0 0. 5
平成 24 年度	4, 3 6 8	4 2. 8 2	9 1. 7
平成 25 年度	4, 5 7 3	4 4. 8 3	1 0 4. 7
平成 26 年度	4, 5 6 9	4 4. 7 9	9 9. 9
平成 27 年度	4, 3 1 4	4 3. 3 8	9 6. 9
平成 28 年度	4, 1 3 5	3 9. 0 0	8 9. 9
平成 29 年度	4, 1 5 7	3 8. 4 9	9 8. 7
平成 30 年度	4, 2 6 0	3 8. 7 3	1 0 0. 6
令和元年度	3, 1 5 5	3 0. 3 4	7 8. 3

令和2年度	3,012	29.24	96.4
令和3年度	2,943	28.85	98.7
令和4年度	2,998	28.83	99.9

省エネ法では、過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上改善することとされています。令和4年度までの過去5年度間においては、年平均7.1%改善することができました。

4. 住宅用省エネルギー設備等設置補助金

木更津市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、平成23年度より住宅用省エネルギー設備等を導入する方に設置費用の一部を補助しています。

年度ごとに補助対象設備や補助金交付額の見直しが行われており、令和4年度は、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、電気自動車、V2H充放電設備の計5設備に対して補助金の交付を行いました。

令和4年度までの交付実績を表3-9-3に示します。

表3-9-3 住宅用省エネルギー設備設置補助金交付実績

年度	設備	補助上限額	補助件数
H23年度	太陽光	105,000	101
H24年度	太陽光	105,000	198
H25年度	太陽光	70,000	155
	エネファーム	100,000	29
	小計		184
H26年度	太陽光	70,000	150
	エネファーム	100,000	33
	小計		183
H27年度	太陽光	70,000	128
	エネファーム	100,000	61
	蓄電池	100,000	46
	HEMS	10,000	29
	電気自動車充給電設備	50,000	1

	太陽熱	50,000	6
	小計		271
H28年度	太陽光	70,000	154
	エネファーム	100,000	83
	蓄電池	100,000	42
	HEMS	10,000	53
	電気自動車充電設備	50,000	1
	太陽熱	50,000	3
	小計		336
H29年度	太陽光	90,000	22
	エネファーム	100,000	83
	蓄電池	100,000	52
	太陽熱	50,000	2
	小計		159
H30年度	太陽光	90,000	21
	エネファーム	80,000	50
	蓄電池	100,000	33
	太陽熱	50,000	0
	小計		104
H31年度	太陽光	90,000	35
	エネファーム	50,000	32
	蓄電池	100,000	82
	太陽熱	50,000	0
	小計		149
R2年度	太陽光	90,000	36
	エネファーム	50,000	19
	蓄電池	100,000	87
	太陽熱	50,000	0
	窓の断熱改修	80,000	0
	小計		142
R3年度	太陽光	90,000	36
	エネファーム	50,000	10
	蓄電池	100,000	88
	太陽熱	50,000	0

	窓の断熱改修	80,000	2
	小計		142
R4年度	エネファーム	100,000	11
	蓄電池	70,000	118
	太陽熱	50,000	0
	窓の断熱改修	80,000	6
	電気自動車	150,000	19
	V2H充放電設備	250,000	2
	小計		156

5. 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、太陽光や熱、風力、潮力、地熱などの自然現象から得られるエネルギーです。化石燃料を使用することによる二酸化炭素や窒素、硫黄酸化物などの排出は環境汚染に繋がるため、比較するとよりクリーンなエネルギー資源とみなされています。

太陽光発電システムおよび太陽熱システムの設置により得られるエネルギーは再生可能エネルギーに該当し、木更津市内の住宅だけでなく公共施設でも太陽光設備の設置が行われています。

平成23年3月の福島第一原発事故によって、全国的に安全な代替電源へ移行する動きが見られ、平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されました。この制度は、再生可能エネルギーで発電した余剰電力などを電気会社が買取りを行うもので、中でも太陽光発電は買取り価格が高めに設定されており、民間企業などがメガソーラー（出力1メガワット以上の大規模な太陽光発電）を設置するきっかけとなっています。現在では、木更津市でも複数のメガソーラーの設置が行われています。

6. 環境情報の提供

市民が環境との関りについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識を得て、環境に配慮した生活をするにより、本市の環境がより良いものとなるよう情報の提供を行っています。

また、環境政策課のホームページにて過去の環境測定結果や環境に係る情報を提供しています。

7. 環境学習等の推進

木更津市の環境をより良くするために、市民や次世代を担う子どもたちに対し環境教育を行い、併せて環境にやさしい暮らしを行ってもらうために環境学習の場を提供しています。

令和4年度は、市内小学5年生を対象に環境学習副読本の「エコノート」を配布するほか、市内中学校2校、西清川公民館において環境に関する出前講座や市民向けセミナー等を実施しました。

8. 環境審議会

公害対策に関する基本的な事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申又は建議するため、昭和45年12月に設置した「公害対策審議会」と、平成7年4月に設置し、水道水源保護に係る小櫃川流域の水質の保全に関する重要事項について調査及び審議してきた「小櫃川流域に係る水道水源保全審議会」を、木更津市環境保全条例の制定に伴い廃止し、環境の保全に関して、基本的な事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申又は建議等するため、平成13年4月に新たに「環境審議会」を設置しました。

委員数は18名で、市議会議員、学識経験者、住民代表及び関係行政機関の職員等で構成されており、任期は2年となっています。

環境審議会の開催状況を表3-10-1に示します。

表3-10-1 環境審議会の開催状況

年・月	記	事
H 13. 5	委員委嘱 会長、副会長の選出について 木更津市環境審議会運営要領の制定について 公害の現況について(報告) 木更津市地球温暖化対策実行計画について(報告)	
H 14. 12	木更津市環境基本計画(案)について(諮問) 木更津市環境審議会運営要領の一部改正について 大気汚染常時監視測定局の統廃合について(報告) 東京ガス(株)木更津用地の地質汚染について(報告)	

H 15.	2	木更津市環境基本計画(案)について(答申) 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例で定める排水基準の追加について(諮問・答申) 木更津市環境保全条例に係る特定施設の追加等について(諮問・答申)
	7	会長、副会長の選出について 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例制定の経緯(説明) 木更津市環境基本計画について(報告) 環境審議会設置について(設置目的の説明)
H 16.	5	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価方法書に対する意見について(諮問) 木更津市環境行動計画について(報告) 「きさらづの環境」について(報告)
	6	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価方法書に対する意見について(答申) (仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について(諮問)
	7	(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について(答申) 君津共同火力発電所5号機新設について(視察)
	12	東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について(諮問) 公害の防止に関する細目協定改定に係る基本方針について(報告)
H 17.	1	東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について(答申)
	10	会長、副会長の選出について 日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書に対する意見について(諮問) 東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について(諮問) アスベストに係る市の対応について(報告)
	11	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書に対する意見について(答申) 東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

	(答申) アスベストに係るその後の市の対応について (報告)
H 19. 8	会長、副会長の選出について 環境審議会の設置目的及び審議事項について 環境影響評価の手続きについて 「きさらづの環境」作成について
H 20. 4	君津共同発電所6号機新設計画に係る環境影響評価方法書について
5	君津共同発電所6号機新設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について 平成19年度環境測定の結果について(報告)
H 21. 2	君津共同発電所6号機新設計画環境影響評価準備書に対する意見について
3	君津共同発電所6号機新設計画環境影響評価準備書に対する意見について
7	会長、副会長の選出について 環境審議会の設置目的及び審議事項について (報告) 昨年度の環境調査の結果について (報告) かずさ環境協定及び公害防止協定について (報告)
H 23. 7	会長、副会長の選出について 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部改正について 昨年度の環境調査の結果について (報告) 木更津市における放射線量等の測定結果について (報告)
H 26. 6	会長、副会長の選出について 環境調査の結果について (報告) 木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正について 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正について
8	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正について (諮問・答申)
H 27. 6	会長、副会長の選出について (仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に関する市長意見について
H 28. 1	第2次木更津市環境基本計画について (仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る計画段階環境

		配慮書に関する千葉県知事意見及び環境大臣意見について（報告）
	4	（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に関する市長意見について
	1 1	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正について 株式会社かずさクリーンシステム視察
H 2 9 .	5	会長、副会長の選出について 「きさらづの環境」作成について
H 3 0 .	1	副会長の選出について 第3次木更津市地球温暖化対策実行計画（案）について
R 1 .	1 1	会長、副会長の選出について 「木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（素案）の策定について
R 2 .	2	「木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（素案）の策定について
R 2 .	8	「（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画」環境影響評価方法書に対する市長意見（案）について 「木更津小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則」の一部改正（案について）
R 4 .	6	「（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画」環境影響評価準備書に対する市長意見（案）について
R 4 .	1 1	木更津市地球温暖化対策実行計画の改定（素案）について 大気汚染監視測定局の更新計画の策定について
R 5 .	2	木更津市地球温暖化対策実行計画の改定について